

●香川県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年5月15日から同年6月4日まで一般の縦覧に供する。

令和8年5月15日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 込野観音寺線（6号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市新田町字下新田1840 番6地先から 観音寺市新田町字下新田1849 番11地先まで	11.4～11.8	74	平成28年2月5日付け香川県告示第44号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和8年5月15日